

## 第4章 船員関係事件の概要

### 第1節 船員労働委員会の廃止に伴う業務移管

国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）により、船員労働委員会は平成20年9月30日に廃止され、船員の不当労働行為の審査、労働争議のあっせん、調停などの事務は、同年10月1日以降、中労委及び都道府県労働委に移管された。

### 第2節 船員関係不当労働行為の審査

#### 1. 船員関係不当労働行為審査の概況

平成20年10月1日時点で船中労委及び船地労委より中労委及び都道府県労働委に移管された船員関係不当労働行為事件は、0件である。

同日以降に、新たに、中労委及び都道府県労働委に係属した事件は0件である。

#### 2. 船員関係行政訴訟事件の概況

平成21年中に係属した船員関係行政訴訟事件は、20年からの繰越1件（熊谷海事工業事件控訴審）のみで、判決言い渡し後、上告及び上告受理申立てが行われ、次年繰越となっている（第101表参照）。

第101表 船員関係行政訴訟事件の取扱状況（全船労委）

事件名	審級	提起人	労委	提起年月日	終結年月日	終結区分
松島ベイクルーズ	第一審	会社	東北船地労委	19年4月20日	20年9月1日	和解
熊谷海事工業	第一審	会社	中国船地労委	19年1月23日	20年9月3日	判決 (棄却)
熊谷海事工業	第一審	会社	中国船地労委	20年1月11日		
熊谷海事工業	控訴審	会社	広島県労委	20年9月17日	21年9月29日	判決 (取消・却下)
熊谷海事工業	上告	委・労	広島県労委	21年10月9日	—	—

(注) ①熊谷海事工業事件（第一審）は、同一会社の提起による2件の事件を併合している。

②熊谷海事工業事件（控訴審）は、船労委廃止後、中国船地労委から広島県労委に移管されている。

### 第3節 船員関係労働争議調整事件の概況

平成20年10月1日時点で船中労委及び船地労委より中労委及び都道府県労委に移管された船員関係労働争議調整事件は、0件である。

同日以降に、新たに、中労委及び都道府県労委に係属した事件は0件である。

### 第4節 船員関係労働組合の資格審査の概況

平成20年10月1日時点で船中労委及び船地労委より中労委及び都道府県労委に移管された船員関係労働組合の資格審査は、0件である。

同日以降、新たに、中労委及び都道府県労委に係属した件数は0件である。